

安保破棄・諸要求貫徹大阪実行委員会ほか3団体との協議等議事録（要旨）

大阪港湾局 海務課

- 1 日 時 令和7年1月31日（金） 14時00分 ～ 15時10分
- 2 場 所 大阪市役所 地下1階 第1共通会議室
- 3 団 体 名 安保破棄・諸要求貫徹大阪実行委員会
大阪平和委員会
大阪原水協
非核の政府を求める大阪の会
- 4 協議等の趣旨 米軍艦の大阪港入港を許可しないことを求める要請について

- 5 出 席 者
（団体側）7名
（本 市）大阪港湾局 2名

6 議 事

（1）港湾管理者における権限の行使等について

団体要望概要

- ・入港の通知はいつ受領したのか。
- ・入港の目的は何か。
- ・乗組員の休息と聞くが、下船してどのような休息をしているのか。
- ・入港が遅れたようであるが、いつ入港したのか。なぜ遅れたのか。いつ正式な岸壁の使用申請がなされたのか。
- ・なぜ食品埠頭であるJ岸壁に入港となったのか。他に場所は無かったのか。業務上の影響は無かったのか。ポートタウンの住民のことも考えて大阪港の中で別の場所を候補とすることはできないのか。
- ・近隣であるポートタウンや周辺企業への周知は行ったのか。
- ・港湾法第13条第2項における「何人に対しても不平等な取り扱いをしてはならない」という条文の解釈は、私企業への不干与等を記載したもので、米軍には適用されないのではないか。

本市説明概要

- ・ 10 月 9 日に大阪海上保安監部より入港の通知を受けていたが、大阪港への入港が決定したのは直前だった。
- ・ 目的は、通常入港と通知を受けている。具体的には補給や乗組員の休憩と聞いている。
- ・ 乗組員はハイヤー等で移動していたことまでは確認しているが、どこへ行ってどのような休息をとられたかについては、把握していない。
- ・ 当初 11 月 6 日入港だったが、直前に遅れる連絡が入り、11 月 7 日に入港した。遅れた理由については不明。岸壁の使用申請は 11 月 5 日に代理店から提出された。
- ・ 米艦船が係留した J 岸壁が所在する南港南地区は住宅がないことや、警備上の観点等から J 岸壁とした。他の船舶の予定も無かったことから業務上の影響は無かった。J 岸壁は、ポートタウンから離れており、大阪港の公共岸壁の中で最も住宅地から離れた場所にあることから、適切であると考えている。
- ・ 周知することで来訪者が増加することも懸念されるため住民への事前説明は実施していない。臨港 4 区である港区、大正区、此花区、住之江区選出の市議員に対してはお知らせした。周辺企業に対しては通知を受けて以降周知を行った。
- ・ 港湾法第 13 条第 2 項は米艦船も含まれていると認識しているので、大阪港への入港の拒否はできないと考えている。

(2) 外務省及び領事館への核兵器搭載有無の確認及び回答を受けての本市判断について

団体要望概要

- ・ 昨年、国が指定した「特定利用港湾」に大阪港は含まれていないが、この 2 年間で 3 回米艦船が大阪港に入港している。軍港への実体化ではないか。大阪港湾局としては、どのように考えるか。
- ・ 外務省や領事館に核搭載の有無の確認を行った文書の写しをいただきたい。

本市説明概要

- ・ 大阪港は市民の手で築き上げて、平和な商港・貿易港として発展してきた経緯があり、これに基づいて運営している。
- ・ 領事館には口頭で確認しており、文書は無い。外務省へは文書で確認し、文書で回答をもらっている。文書の写しの交付については、相手方（外務省）への確認も必要なこと等から、情報公開請求をお願いしたい。

(3) 市民の安全・安心を保障するための市の態度変更について

団体要望概要

- ・ 今回入港した「PATRIOT」は、日米の掃海訓練に参加した艦船である。軍事訓

練に参加する艦船だという認識を持って入港について判断してほしい。(意見のみ)

- ・外務省からの回答文書にあるような、過去の発表・発言をもとに、核を搭載していないであろうと推定するだけでは、核を搭載していない証明にならない。今回の「PATRIOT」には核は搭載していないと思うが、搭載していないとまで言い切れないのではないか。確認する手段は他にないのか。
- ・神戸方式のように、核を搭載していない証明をもって入港を許可してほしい。

本市説明概要

- ・港湾管理者にできる確認手段として、外務省、領事館に対して、核の搭載有無について問い合わせを行い、核を搭載していないと判断している旨の回答を受領の上、入港可否の判断を行っている。
- ・神戸方式は、行政、市民や議会が一体となって実現されたもの。

(4) 核搭載有無の確認方法の改善について

団体要望概要

- ・日米両政府の間で核「拡大抑止」にかかるガイドラインが作成された動きもある。大阪港の武器である、市会の「大阪港の平和利用に関する決議」と「平和都市宣言」市長の「平和都市宣言」等をもって、今後も業務に当たってもらいたい。(意見のみ)